

「民事訴訟のIT化」のための基本的視座に関する覚書(一)：「先端テクノロジー」の民事訴訟改革への貢献可能性を中心として

川嶋, 四郎
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/7578>

出版情報：法政研究. 72 (2), pp.1-29, 2005-11-29. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

「民事訴訟のIT化」のための基本的視座に関する覚書（一）

——「先端テクノロジー」の民事訴訟改革への貢献可能性を中心として

川
嶋
四
郎

目次

一 はじめに

1 問題の所在

2 考察の視角

二 民事訴訟改革と「先端テクノロジー」

1 「民事訴訟のIT化」論小史

2 『司法制度改革審議会意見書』に見る「民事訴訟のIT化」

3 「正義へのユビキタス・アクセス」の胎動とその展開

(1) アクセス概念の拡大

- (2) 新しいアクセス概念としての「正義へのユビキタス・アクセス」
 - (3) 「司法ネット」構想
 - (4) 法科大学院教育
- (以上、本号)

「大方の革命家は潜在的な保守主義者である。というのは、社会の『形体』を変革することによってすべてのことは正される、と信じているからである。つまり、一度変革が達成されたなら、よくあるように、別の変革の必要性を見出さないからである。」

ジョージ・オーウェル

佐藤義夫『オーウェル研究』より

一 はじめに

1 問題の所在

「民事訴訟のIT化」における究極的な目的は、訴訟過程における「人間性の回復とその躍動」にある。本稿は、このような目的を実現できる「民事訴訟のIT (Information Technology) 化」を可能とするための基本

理念を明らかにし、かつ、その具体的な実現を促進するために、学窓の立場から、一定の基礎的な提言を行うことを目的とする。⁽¹⁾

さて、現在一般に、この国の様々な公的局面で、IT化が急速に進んでいる。

まず、その推進の基盤となった政府の考え方として、二〇〇一年（平成一三年）一月二二日に公表された、「Japan 戦略」を挙げることができる。⁽²⁾ それは、わが国において、「すべての国民が情報通信技術（IT）を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向け、早急に革命的かつ現実的な対応を行わなければならない」として、「市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、五年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す」ことを、目標としたものであった。

そこでは、「基本理念」として「IT革命の歴史的意義」を掲げ、ITの進歩によって、知識の相互連鎖的な進化が高度な付加価値を生み出す「知識創発型社会」に移行すべきことを高唱し、この国が、繁栄を維持して豊かな生活を実現するためには、新しい社会にふさわしい法制度や情報通信インフラなどの国家基盤を早急に確立する必要があることを指摘した。その背景には、世界各国におけるIT革命の実現状況と比較した場合に、日本におけるIT革命への取組みの遅れが歴然となったという事情が存在する。しかも、そのようなインターネット等の利用の立ち遅れの主要因としては、地域通信市場の独占による高い通信料金、公正・活発な競争を妨げる規制の存在等、制度的な問題が存在することが、指摘された。

そして、「重点政策分野」として、「①超高速ネットワーク・インフラの整備及び競争の促進」、「②電子商取引」、「③電子政府の実現」、および、「④人材育成の強化」が挙げられた。

なお、一般に、「電子政府の実現」と言った場合には、そこには行政だけではなく、統治機構の一部としての司法も含まれるとも考えられが、しかし、その概要は、「二〇〇三年（平成一五年）までに、行政（国・地方公共団体）内部

の電子化、官民接点のオンライン化、行政情報のインターネット公開・利用促進、地方公共団体の取組み支援等を推進し、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現し、幅広い国民・事業者のIT化を促す。」というものにすぎず、司法領域への言及は見られなかった。

それはともかく、このように、「e-Japan戦略」は、この国の現状と問題点を大局的に捉え、広範多岐にわたって、具体的な施策を計画立案し遂行することを要請するものであった。

その約半年後の二〇〇一年（平成一三年）六月一二日に、今次の司法制度改革の綱領的存在である『司法制度改革審議会意見書——二一世紀の日本を支える司法制度——』（以下、単に『意見書』という。）が、公表された。それは、司法制度改革のグランド・デザインを、明確かつ具体的ななかたちで呈示する広範な内容のものであったが、本稿の問題關心からは、ここでは、「民事司法制度改革」における「裁判所の利便性の向上」のために、「裁判所へのアクセスの拡充」を図ることが提言され、そのなかに、「裁判所等への情報通信技術（IT）の導入」が盛り込まれていた点が、注目に値する。その具体的な内容は、後述するが、ただ必ずしも「e-Japan戦略」と連携し、その戦略を司法の領域で詳細に具体化するものではなかった。³⁾

その後、二〇〇三年（平成一五年）七月二日に、「e-Japan戦略II」が公表された。⁴⁾

これは、次のような認識に基づいて策定されたものである。すなわち、二〇〇一年（平成一三年）以降、「地域網の開放等の公正競争政策や民間の積極的な新規参入、料金引き下げ努力などにより、『高速・超高速インターネットの利用可能環境整備』の目標を早期に達成し、また、通信料金は世界的にも最も安価な水準になるとともに、通信速度も世界トップクラスのサービスを提供するまでになった。インターネット人口普及率も六〇%を超えた。行政手続のオンライン化の実施、公的個人認証基盤、納税の電子化の運用開始など、ITの利活用面の面における基盤整備も進みつつある」という現状認識である。この「e-Japan戦略II」では、ネットワーク・インフラなどIT社会を支える基礎的な部

分の整備が進んだことを背景に、IT社会が、その基盤の上に構築される新たな社会・経済システムをもった社会として、捉え直されている。⁽⁵⁾

二〇〇四年（平成一六年）三月三〇日に、その評価専門調査会（二〇〇三年〔平成一五年〕八月設置）は、中間報告書の中で、ITの利活用に関して、その進捗が遅れている分野があることを指摘し、「先導的七分野」⁽⁶⁾における取組みを着実に進めるよう提言している。また、「e-Japan戦略Ⅱ——加速化パッケージ」（二〇〇四年〔平成一六年〕二月六日IT戦略本部決定）では、重点的に政策を展開すべき「重点五分野」⁽⁷⁾を定め、それぞれの分野における残された課題に対する施策を取りまとめた。⁽⁸⁾ただ、電子政府の実現の含意には、先に述べたように、当然、裁判所や司法制度も射程に入っていると思われるが、しかし、「先導的七分野」にも、また「重点五分野」にも、「裁判所のIT化」や「訴訟手続のIT化」の表現は、見出すことができなかった。⁽⁹⁾

ところで、時期は前後するが、上記の『意見書』の公表後、その内容を具体化するために、二〇〇一年（平成一三年）一二月一日に設けられた司法制度改革推進本部のもとに、一一の検討会が設置された。しかし、そこには、たとえば、「IT検討会」などといった名称の検討会は設けられなかった。⁽¹⁰⁾ただ、そのことは、司法領域におけるIT化の進捗に対する消極的な姿勢の発現と考えるのではなく、むしろ、大局的に観た場合に、IT化は、様々な便益をもたらす可能性を広げる手段であるので、実は司法制度改革のあらゆる領域に共通に関わる課題であり、もとより設置されたすべての検討会で、その活用を含めて議論を深めて具体化すべき課題であると、考えられたことの表われであるとも、希望的に推測されるのである。

しかし、それにもかかわらず、二〇〇二年（平成一四年）三月一九日に閣議決定された「司法制度改革推進計画」で挙げられた課題のなかには、「司法制度のIT化」、あるいは「民事訴訟のIT化」は、特に挙げられたわけではなかった。⁽¹¹⁾

ただ、最高裁判所は、同年三月二〇日に、「司法制度改革推進計画要綱」を公表し、そのなかで、「裁判所の訴訟手続、事務処理、情報提供などの各側面で情報通信技術（IT）の積極的導入を推進する計画を策定・公表するための所要の措置を講ずる」ことを挙げていたのである。⁽¹²⁾

そのような状況を踏まえて、現状を見たところ、『意見書』の趣旨に沿って、民事司法制度のほぼ全面にわたる諸種の改革が実現されたもの⁽¹³⁾、司法制度改革の一環として提言された「裁判所のIT（情報技術）化」の進捗状況は、必ずしも芳しくないように思われる。これには、諸種の要因が考えられるが、民事訴訟手続におけるIT化のもつ理論的意味と実践的価値が、これまで必ずしも十分に分析され研究されてこなかったことにも、起因しているように思われるのである。

確かに、民事訴訟法の領域では、二〇〇四年（平成一六年）十一月二六日に成立した「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律」⁽¹⁴⁾によって、オンライン申立てが認められ、その改革が一段落したような観もなくはない。しかし、それは、ごく僅かな民事訴訟のIT化にすぎない。つまり、その改正は、「社会のIT化に対応するため、民事訴訟手続等における申立てをインターネットを利用して行うことができるようにし」、また、「民事訴訟の第一審の管轄裁判所の合意は、書面のほか電子データによってもできることとし」⁽¹⁵⁾たにすぎないからである。⁽¹⁶⁾しかも、そのような申立てなどのオンライン化の利点として、廉価性、印紙購入事務の省略化、時間の短縮、および、定型書式の提供によるデータ作成の容易化が、挙げられているにすぎないのである。

一般に、確かに、民事訴訟のIT化は、訴訟事務処理の効率化に裨益する側面は大きいと考えられる。しかし、単に、裁判所内における裁判官をはじめとする裁判所職員の便宜に資するものとのみ位置づけられた場合には、民事訴訟のIT化は、いわば制度内の事情に関わる問題にすぎず、それだけでは、国民的なコンセンサスを、必ずしも得られないのではないかと考えられる。しかも、時として、国民が、IT企業を利する国家政策とさえ考えかねないうらみさえも生

じる。なぜならば、そこでは、民事訴訟のIT化によって、制度利用者である国民がどのような具体的利益を享受でき、そのような新たな手続活用の可能性が拡大するかについては、十分な説明がなされていないからである。しかも、そのような考え方は、ともすれば、既存のスタッフで運営されている、いわゆる「小さな司法」を前提として、その正当化を目論むものであるとさえ、評価されかねないうらみもあるからである。それは、いわば、「高度の科学技術の贅を尽くした裁判所の保守化」とさえ、評されかねないからである。つまり、仮にこのようなことが現実化されたならば、へ最先端の科学技術システムが、制度の保守化を肯定し追認する方向で作用する」といった皮肉な事態さえ、生じかねないからである。

むしろ、「民事訴訟のIT化」の目標とその正統性の基盤は、「国民の裁判を受ける権利（憲法三二条。私見では、「裁判を活用できる権利）」、「適正手続の保障（憲法三二条）」、および、「公開裁判を求める権利（憲法八二条）」の実質化とその利便性の向上、そして、民事訴訟過程自体の高質化に、存在しなければならぬ。しかも、「民事訴訟のIT化」は、単なる手続関与者の利便性を超えて、さらに、民事訴訟審理の充実化と迅速化に寄与することによって、「国民に分かりやすく利用しやすく頼りがいのある民事訴訟」を具体的に実現できる道具とならなければならないと、考えられるのである。

そして、「司法のIT化」は、それ自体、来たるべき包括的な司法制度改革の中心的な課題の一つとなるべきなのである。

2 考察の視角

このように、「民事訴訟のIT化」は、単に、効率的かつ省力的な民事訴訟審理を可能にし、迅速な裁判を可能にす

るだけではなく、本稿の冒頭に述べたように、民事訴訟過程における「人間性の回復とその躍動」の促進基盤として、民事訴訟過程の高質化に寄与する有益な手段になるべきであると考えたい。

私は、これまで、「救済法」的視角から、民事訴訟過程における様々な手続局面について論じてきたが、このようなIT化の基調は、この視角からも、十分な理由があるもの¹⁷⁾と考える。

すなわち、民事訴訟過程は、訴訟当事者の法的救済過程である。その過程の再構築を論じるためには、手続利用主体・手続関係主体の目線から、「個別事件の具体的な状況に即応した救済創造」を可能とする手続過程の探究を行う必要がある。つまり、紛争当事者の動態的な役割分担を踏まえた「水平的救済創造」の可能性を探求する試みであり、当事者の手によるそのような救済創造が可能になるように、手続の構築を目指す必要がある。それゆえ、伝統的な民事訴訟における「判決」という名の上意下達を通じたいわば「垂直的救済」に典型的に見られる救済のあり方とは対極をなすものなのである。

一般に、個々の民事事件において、手続の個別局面、全過程およびその過程の最終局面で当事者が獲得することになる一定の帰結を内実とする「具体的な救済内容」は、事件や当事者に依存的であり、また、ある個別事件の中でも、時と状況に依存的であり、しかも、可変的であると考えられる。民事訴訟の手続過程に寄せる当事者の思いも多様であり、手続過程での接遇・処遇や、そこから受ける当事者の印象・影響もまた多様性に富む。したがって、法的な紛争処理を通じて当事者が獲得する具体的な救済内容は、単に規範的な内容のものにとどまらず、事実的な内容のものも含まれる。また、その内容としては、判決や和解等といった手続の最終段階で獲得されるものだけではなく、そこに至る過程において当事者が獲得するものも、含まれるのである。

このような事件・状況・プロセス依存的な救済を考えた場合に、「当事者主導の救済形成の価値と視角」の重要性が、浮かび上がってくる。そして、その前提として、訴訟当事者の手続選択と手続利用の可能性を増加させる豊かな訴訟過

程が構築されなければならない。しかも、その過程で当事者が獲得する救済は、いわば中空の概念であり、同時に過程的・目的的な意味合いをももつ。たとえば、「権利」というものは、当事者（原告・被告）の視点から見れば、当面の標的にはされても、その存在が認められるほとんどの場合に、いわば二次的な存在に後退し、以後は、救済形成、すなわち「具体的な救済のあり方」をめぐる、一期一会的な緊張感溢れるやりとりが展開されることになるのである。しかも、私見からは、法的な紛争解決を通じて、原告・被告をはじめとする紛争関係主体が、心豊かになるための手続装置さえ、準備されなければならないと、考えるのである。

私見は、このような立場に立つゆえに、「民事訴訟手続のIT化」も、手続過程における当事者の納得と満足を極大化する方向で、具体化されなければならない。その手続上の躍動とその過程から得られるものの可能性を情報技術的に広げるテクノロジーとして、ITの民事訴訟過程における導入基盤が得られ、その展開の契機が与えられるべきであると考えるのである。

確かに、一九九六年（平成八年）の民事訴訟法制定以降、民事訴訟過程は、手続のより一層の充実と促進を志向して、改革が行われてきた。とりわけ、『意見書』の諸提言を具体化するかたちで、二〇〇三年（平成一五年）に行われたいわゆる「裁判迅速化法」の制定、および、計画審理規定の一般化、訴えの提起前の証拠収集手続の創設、専門訴訟対策の導入などは、その一つの到達点である。しかし、それで、「国民に分かりやすく利用しやすく頼りがいのある民事訴訟過程」の構築が、完結したわけではない。

そこで、本稿では、「民事訴訟のIT化」が、今回の全面的な司法制度改革の次に来るべき改革の中心的課題として位置づけられるべきであると、考えるのである。¹⁸それは、冒頭に掲げたジョージ・オーウエルのエピグラムを、真剣に受け止めるべきであると思料するからである。

さらに、一般にIT化の問題を考えるさいには、もう一つの難問が目の前に立ちださる。それは、「人間と機械」

の問題、あるいは、利用主体の「倫理」問題である。

たとえば、現代の子供の教育のあり方についてであるが、修道者・渡辺和子さんは、次のように記している。すなわち、「自動化、機械化、合理化の止めどない流れの中に子供たちは置かれている。インターネットは無機質な人間関係を可能にし、バーチャル・リアリティに馴れた子どもたちの中からは徐々に現実感覚が失われ、どこまで殴れば相手が死んでしまうかが想像できないような子どもたちが育っている。しかし、その子どもたちの心は昔と同じく、愛されること、認められること、理解されることを求めているのだ。その「温かさ、ぬくもり」を、ファミコンも、ロボットも与えることはできない。与えることができるのは、人間以外の何ものでもない¹⁹⁾、と。

それゆえに、ともすれば、「無機質な人間関係」を生み出すおそれを孕んでいるITの奉仕目的と限界とを、同時に明確化しなければならぬ。つまり、ITが、「すべての人間の幸福」に奉仕する手段に過ぎないこと、それが達成されていない現状で存在する諸問題を克服する手段に過ぎないこと、そして、各種の制度や手続の趣旨の増進とその実質的な具体化に奉仕するものとして、位置づけて考察すべきであることを、まず確認する必要がある。しかも、その手続過程の様々な局面で、最後に判断を行うのは、生身の人間でなければならないのである。先に述べたように、手続の選択可能性とその豊穡性を重視する私見からは、「民事訴訟のIT化」は、民事訴訟過程における手続選択肢の多様性に奉仕し、その地平や時空や救済形成可能性の拡大にこそ、貢献すべきであると、考えるのである。

さらに、「民事訴訟のIT化」は、民事裁判制度の本質を決定的に変質させるのではなく、むしろ、あるべき民事訴訟過程の構築につながる里程碑としての意義があると考えたい。つまり、「民事訴訟のIT化」は、これまで、歴史的に形成されてきた、当事者の手による最適な法的救済の形成を可能にする様々な諸原則や手続装置をより実効的なものにするためのサポート手段にすぎないのである。²⁰⁾ やや逆説的に言えば、「民事訴訟のIT化」は、民事裁判を「非人間化」しないための安全弁なのであり、むしろ、「人間の顔の見える司法」²¹⁾を実現するための新たな第一歩なのである。²²⁾

そこで、このような基本的な考察の視角のもとで、以下では、今次の司法制度改革の理念をより一層具体化し、「国民に利用しやすく頼りがいのある民事訴訟」の構築に裨益するために、民事訴訟へのIT導入の理論的基礎とその当事者に対する効用について、論じることを目的としたい。

〈註〉

(1) 本稿は、この一年以上にわたり、有志が集まって行ってきた「eファイリング研究会」（代表、川嶋四郎）の議論から、多大な示唆を得ている。心から感謝したい。

また、本稿は、二〇〇五年（平成一五年）七月二日に、福岡大学でおこなわれた「九州法学会」のシンポジウム「e裁判所の創造的構想——民事訴訟を中心として——」における私の報告を敷衍する目的で、執筆したものである。当日、報告の機会を与えていただいたこと、そして、当日のシンポジウムに参加してくださった方々に、心からお礼を申し上げたい。なお、当日は、私の報告以外に、上田竹志（久留米大学法学部専任講師）「裁判手続におけるeファイリングの課題と展望」、笠原毅彦（横浜桐蔭大学法学部教授）「サイバー・コートの構想」、および、園田賢治（広島大学法学部助教授）「民事訴訟における『テレビ会議システム』の課題と展望」（以上、報告順）が行われた。いずれも、画期的な内容をもつ示唆的な報告であった。

この研究会の成果の一端としては、eファイリング研究会編（代表、川嶋四郎）『eファイリング研究会研究成果報告書』（二〇〇五年〔平成一七年〕七月）を参照。

なお、以下では、諸種の事情により、文献の引用が網羅的ではないことを、ご海容願いたい。

ちなみに、ここでは、「eファイリング」を、単に「電子的な申立て」だけでなく、次のように広く定義している。すなわち、『eファイリング』とは、民事訴訟における訴訟事件全体を電子的に処理・管理するシステム全体を指す。つまり、民事裁判のいわば情報源である民事事件を起点として、訴状・答弁書・準備書面・証拠等に含まれる訴訟資料および証拠資料、訴訟の進行に関する情報、担当裁判官・裁判所書記官等のスケジュール、およびその他の審理記録、判決ならびに執行・保全に関するあらゆる情報、さらに、これらの各種情報の共有と活用を容易化するための情報（いわば、情報処理のために必要なメタ情報）を、個別事件ごとに総括して電子的に処理・管理するためのシステムをいう（上記、『報告書』および上田講師の研究報告を参照）。

(2) これについては、<http://www.kantei.go.jp>（二〇〇五年〔平成一七年〕五月三〇日現在）を参照。ここには、驚くべき表現として、「革命的」という措辞が用いられている。

なお、以下では、「民事訴訟のIT化」を論じる出発点として、「政府」の考え方を取り上げるが、言うまでもなく、IT化自体は、市民生活におけるコンピュータおよびインターネットの急速な普及に、その確かな基礎を置いている。しかも、それは、決して、政府主導の政策に基づくものではなく、むしろ、市民創発的な活用への展開によるものであることは、忘れてはならない。

(3) なお、「e-Japan戦略」は、その後、次のような展開を遂げている。まず、「e-Japan-2002」では、「II分野別施策」のなかに、「電子商取引等の促進」を挙げ、「電子署名・認証制度の円滑な実施」や「ADRの拡充・活性化」を、そのなかに盛り込んでいたが、しかし、「裁判所や訴訟手続のIT化」には、全く触れられていなかった。<http://www.kantei.go.jp> (二〇〇五年〔平成一七年〕五月三〇日現在) を参照。

(4) これについては、<http://www.kantei.go.jp> (二〇〇五年〔平成一七年〕五月三〇日現在) を参照。

(5) これについては、<http://www.kantei.go.jp> (二〇〇五年〔平成一七年〕五月三〇日現在) を参照。

(6) これには、①医療、②食、③生活、④中小企業金融、⑤知、⑥就労・労働、および、⑦行政サービスが、挙げられている。ただ、『意見書』で、「社会生活上の医師」と性質決定された「法曹」の領域、換言すれば、その活躍の舞台である「司法」の領域についての言及はなかった。

(7) これには、①世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成、②人材の育成ならびに教育および学習の振興、③電子商取引等の促進、④行政の情報化および公共分野における情報通信技術の活用への推進、⑤高度情報通信ネットワークの安全性および信頼性の確保が、挙げられていた。

(8) これらについては、<http://www.kantei.go.jp> (二〇〇五年〔平成一七年〕五月三〇日現在) を参照。

(9) その後、IT戦略本部は、二〇〇五年〔平成一七年〕二月二四日に「IT政策パッケージ2005——世界最先端のIT国家の実現に向けて——」を公表した。そのポイントとしては、行政サービス、医療、教育・人材、生活、電子商取引、情報セキュリティ・個人情報保護、国際政策、および、研究開発(記載順)が挙げられていた。

(10) なお、他の検討会に遅れて、「知的財産訴訟検討会」が、一番目の検討会として設置されたが、その後も、たとえば、「IT検討会」などといった検討会は、設けられることはなかった。

(11) その概要については、さしあたり、たとえば、大出良知「新世紀司法改革の到達点」法政研究(九州大学) 七一巻三号三二五頁、三二八—三三一頁(二〇〇五年〔平成一七年〕)を参照。

(12) これを受けて、たとえば、法制審議会民事・人事訴訟法部会での検討が行われ、後述する平成一六年(二〇〇四年)の民事訴訟法等の一部改正につながった。

ただ、この要綱の内容は、より多岐にわたり、「国民の期待に応える司法制度の構築」の内容として、「裁判所の利便性の向上」

を挙げたうえで、「ホームページ等を活用したネットワーク化の促進により、ADR、法律相談、法律扶助制度を含む総合的な情報提供を強化するなど、司法の利用相談窓口を充実させるための方策について、関係機関と連携を図りつつ検討し、所要の措置を講ずる」ことも明言していた。

(13) 川嶋四郎「民事司法制度改革の行方——近時における民事司法改革の軌跡とその課題を中心として——」法政研究（九州大学）七一巻三号三八九頁（二〇〇五年〔平成一七年〕）。なお、本稿は、この論考の続稿的な意味合いをもつ。

ただし、「弁護士報酬の敗訴者負担」については、国会に提出された法案が廃案になった。同・三九八頁を参照。なお、斎藤義房
川嶋四郎「対論」弁護士報酬の敗訴者負担制度の真意はなにか」カウサ（Causa）一〇号八頁（二〇〇三年〔平成一五年〕）を参照。

(14) 同法は、二〇〇五年（平成一七年）一月一日から施行されている。

(15) これについては、たとえば、小野瀬厚「原司」一問一答・平成一六年改正民事訴訟法・非訟事件手続法・民事執行法』一三頁（商事法務、二〇〇五年〔平成一七年〕）を参照。

(16) なお、衆参両議院の法務委員会では、両者で若干の文言の異同は存在するもの、おおむね次のような附帯決議がなされている。すなわち、民事訴訟手続等の申立てがオンライン化されたことについて、政府と最高裁判所は、その周知に努めるとともに、申立てなどによって得られた電子情報の管理についてはセキュリティ体制を整えることについて、格段の配慮を行うべきであるとされたのである。これについては、小野瀬厚「原」前掲書（註15）六頁、七頁を参照。

さらに、同書には、次のような興味深い記述も見られる。つまり、「民事訴訟等の手続全体について、オンライン化を図る場合には、そのことによつて、民事訴訟手続自体の在り方にどのような影響が及ぶことになるかを慎重に検討する必要があると考えられるところ、そのオンライン化のためにどのようなシステムを構築することが可能であるかという点が明らかではない現段階において、そのような検討を十分に尽くすことは困難であるといわざるを得ない（小野瀬厚「原」前掲書（註15）一七頁）というものである。この指摘は、「e裁判所」や「民事訴訟のIT化」を考えるさいに、民事訴訟の基本構造に立ち返った基層的な研究の必要性を痛感させるものである。

(17) 以下については、川嶋四郎「考察の基本的視座と『救済法』論」同『民事訴訟過程の創造的展開』一頁（弘文堂、二〇〇五年〔平成一七年〕）等を参照。

(18) ちなみに、本稿の対象は、「民事訴訟のIT化」の課題に限定せざるを得ないが、より正確に言った場合には、次期司法制度改革の中心課題は、ADRをも含むこの国の司法制度のすべての領域で、同時並行的に緊密な連絡を取りながら、それぞれの「手続のIT化」が推進されることであると、考えられるのである。

- (19) 渡辺和子『目に見えないけれど大切なもの』七六頁（PHP研究所、二〇〇〇年〔平成十二年〕）。なお、本書は、望月清世・元九州大学大学院法学研究院助教授に、教えて頂いた。さらに、佐藤「後掲論文〔註38〕」六八頁も参照。
- (20) 川嶋四郎Ⅱ上田竹志「生まれ変わる民事訴訟——新しい正義のしくみと先端テクノロジー——研究者の視点から見た新たな風景——」自由と正義五五巻一〇号二〇頁（二〇〇四年〔平成一六年〕）を参照。この論文は、「裁判所」の具体相を明らかにするために、研究者の視点から、特に民事訴訟制度のIT化を念頭において、改革の基本軸となるべき主要な三つの作業領域、すなわち、「データ形式」、「インターフェース」および「データ管理・伝送」を中心に論じたものである。
- (21) 「人間の顔の見える民事裁判」については、国内研究に限定した場合に、たとえば、井上正三Ⅱ高橋宏志Ⅱ井上治典編『対話型審理——「人間の顔」の見える民事裁判——』三二八頁（信山社、一九九六年〔平成九年〕）を参照。
- (22) そのような民事訴訟を構築するためには、民事訴訟の範型の探究を行う必要があるが、これについては、たとえば、川嶋四郎「民事訴訟の展望と指針」民事訴訟雑誌五〇号一頁（二〇〇四年〔平成一六年〕）、同「民事訴訟過程の新たな展望」同『前掲書〔註17〕』二七三頁を参照。

二 民事訴訟改革と「先端テクノロジー」

1 「民事訴訟のIT化」論小史

まず、民事訴訟改革における先端テクノロジーの導入について論じる前に、「民事訴訟のIT化」に関する従前の議論を概観したい。⁽²³⁾

これまで、ITを活用して二一世紀の理想の民事訴訟のありようを描き上げる試みは、様々なかたちで行われてきた。たとえば、アメリカ合衆国における例ではあるが、今から二〇年ほど前に公刊された、アール・ジョンソン教授の

「未来の司法システム——二世紀のための四つのシナリオ——」と題する論文⁽²⁴⁾を、まず挙げることができる。この論文のなかで、第一のシナリオとして「完璧な正規の裁判所」が挙げられていた。それは、アメリカ司法において、全米に統一された正規の裁判所制度が構築され、すべての市民が無料で弁護士代理や助言を含む完全なリーガル・サービスを受けることができるシステムであり、その手続は、最新のITを駆使して、どこでも裁判所でも全国の事件を迅速に処理できる裁判所体制を敷く点に特色が存在した。この制度の基礎にはIT化が存在する。

内容的には、訴えの提起も、コンピュータででき、当事者の主張や証拠は、「訴訟情報解析」プログラムによって、争点とそれ以外に峻別され、審理も、証人は自宅でテレビを通じて尋問を受け、双方の弁護士は、対話型テレビで事務所にながらにして尋問でき、それがビデオテープに録画され、対話型テレビを介して和解交渉を行うこともできるといった光景が、描き出されていたのである。

また、日本では、山本和彦教授は、二〇二五年の民事訴訟について、注目すべき予言内容を呈示していた⁽²⁵⁾。すなわち、その時期には、法曹人口の増加も実現し、社会の通信インフラが飛躍的な展開を遂げたことを承けて、民事訴訟手続でも、情報設備の利用が急速に進むとし、たとえば、準備書面等の文書も、電子署名を付した電子メールで提出を行うことが可能となり、弁護士事務所やテレビ電話が急速に普及した結果、弁論準備手続を、各事務所間のテレビ会議システムで行うことができ、証人尋問もテレビ会議システムで行われるので、弁護士が裁判所に一度も足を運ばないで判決が言い渡されるというケースも決して稀ではないことが、記されていたのである。和解もまた、各弁護士事務所をつないだテレビ会議システムのネットワークを通じて、行われるようになることであった。

さらに、「二二世紀の民事訴訟の構想」研究会・裁判所チームは、二〇二〇年にはIT技術等のテクノロジーの進歩により、民事訴訟手続が、全国どこでも使いやすいものに変貌を遂げることを、期待を込めて提言した⁽²⁶⁾。そこでは、たとえば、記録の磁気化、手続のオンライン化、さらには、通信型巡回裁判所（サイバー・サーキット・コート）等の構

想などが、提案されたのである。

また、さらに、佐藤鉄男教授も、山本教授らの議論を踏まえて、次のように論じた。⁽²⁷⁾ すなわち、「もしかすると、裁判所情報のデジタル化、オンライン化はもつと急速に進み、司法の空間はよりバーチャルなものになっている可能性が高いようにも思える。したがって、機能的な意味での司法へのアクセスは格段に容易になっているはずである。一カ月一回書面を交換するだけの五月雨式弁論期日はなくなり、書面の提出・交換などはネット上で処理されるので、開廷は人証調べに限定されかつ集中して行われる場合に限られてくるであろう。したがって、民事裁判の法廷が活性化していること、二〇一〇年の段階でこれが実感できないようでは改革が思うように進んでいないことを意味しよう」と。

さらに、裁判所書記官や研究者からも、いくつかの注目すべき提言もなされていたのである。⁽²⁸⁾ また、最近では、後述するように海外における「民事訴訟のIT化」に関する先駆的な事例が紹介されたりもしている。⁽²⁹⁾

2 『司法制度改革審議会意見書』に見る「民事訴訟のIT化」

ところで、先に述べたように、今次の司法制度改革の起点となる『司法制度改革審議会意見書』には、IT化に関する記述が、若干見られる。

「民事司法制度の改革」のなかで、「裁判所の利便性の向上」の目的で、まず、「利用相談窓口の充実」のために、「司法の利用相談窓口（アクセス・ポイント）を裁判所、弁護士会、地方公共団体等において充実させ、ホームページ等を利用したネットワーク化の促進により、各種の裁判外紛争解決手段（ADR）、法律相談、法律扶助制度を含む司法に関する総合的な情報提供を強化すべきである。」との提言がなされていた。これは、後述の「司法ネット」構想につながって行った。

また、「裁判所等への情報通信技術（IT）の導入」として、「裁判所の訴訟手続（訴訟関係書類の電子的提出・交換を含む）、事務処理、情報提供などの各側面での情報通信技術（IT）の積極的導入を推進するため、最高裁判所は、情報通信技術を導入するための計画を策定・公表すべきである。」ことが、明記されていたのである。これは、現在の情報通信技術（IT）の発展は目覚ましく、手続の効率化、迅速化および利用者に対するサービスの増大という見地から、訴訟手続等における情報通信技術の積極的利用を一層推進する必要があるとの認識に基づいたものである。このため、裁判所の訴訟手続、事務処理、情報提供などの各側面において、データベース、インターネット等の情報通信技術を更に積極的に導入し、活用すべきであり、インターネットによる訴訟関係書類の提出・交換などについても検討すべきであると、論じたのである。⁽³⁰⁾

このような「裁判所等への情報通信技術（IT）の導入」については、後に、司法制度改革審議会の委員のなかから、次のような声が聞かれた。⁽³¹⁾

すなわち、「裁判所への情報技術の導入としては、……情報提供のほか、一つは、当事者と裁判所との間での通信・伝達的手段としての利用が考えられます。これまで、当事者から裁判所に対して準備書面とか、各種の申立書のような文書を提出していたし、また裁判所から当事者に対して期日の通知を文書でしていたのを、インターネットを使ってやれるようにすることが考えられます。ただ、確実性の要求にも配慮する必要がありますので、技術的に可能な範囲については、限界があるかも知れません。

またいま一つには、裁判所部内での事件管理に情報技術を使って、一つの事件に関する情報にさまざまな部門からアクセスできるようにし、各部門での事件処理を円滑・迅速化することが考えられます。この後者のほうの情報技術の応用は、すでに大きな裁判所ではかなり実際に使われています。

この他にも、多分いろいろな利用の仕方があるのだと思われまますので、最高裁判所を中心に裁判所側で、手続の効

率・迅速化、利用者に対するサービスの拡充を図るために、情報技術の利用に積極的に取り組んで欲しいということである。インターネットによる判例の公開も、すでに行われておりますが、審議会では、一層広い範囲での判例公開を求める意見が多数出ました。」と。

ここで注目すべきは、「手続の効率・迅速化、利用者に対するサービスの拡充を図る」という目的のために、IT化が提言されていることである。ただ、それと同時に、「確実性の要求にも配慮する必要がありますので、技術的に可能な範囲については、限界があるかも知れない旨の注意書も、同時に付されていたのである。

ただ、注意しなければならないのは、ここでは、IT化について、他の司法制度改革の諸課題と同時並行的にIT化を進めるべきことが当然の前提とされていることである。つまり、『意見書』の本旨としては、基本的に、司法の制度的基盤も人的基盤も拡充し、国民の司法参加を実現するという、いわば「大きな司法」を実現し、それとともに、IT化を実現することによって、国民と司法（裁判所）との距離を縮め、「国民に分かりやすく利用しやすく頼りがいのある民事訴訟」過程を構築することが、志向されていたのである。

3 「正義へのユビキタス・アクセス」の胎動とその展開

そこで、次に、この『司法制度改革審議会意見書』の趣旨を敷衍するかたちで提言された「正義へのユビキタス・アクセス」の考え方と、その展開について概観したい。

(1) アクセス概念の拡大

もともと、一般に、「正義へのアクセス（司法へのアクセス。Access to Justice）」の動きは、一九七〇年代の後半か

ら始まったフイレンツェ・プロジェクトに由来する。マウロ・カペレッティの精力的なリーダーシップによって、正義へのアクセスに関する広範な研究をもとにした浩瀚な書物が、逐次刊行されていった。³²⁾

現在この国における民事司法制度改革の潮流は、世界的な手続改革の潮流から見た場合に、そのような「正義へのアクセス運動」の系譜の上に、位置づけることもできる。

歴史的に見た場合に、「正義へのアクセス」の動向は、「第一の波」である「貧困者のためのリーガル・エイドの拡充」（リーガル・エイドの拡充とその課題に関する問題）、「第二の波」である「公害・環境被害や消費者被害などといった社会問題としての拡散少額多数被害の救済」（その救済のための諸種の手続上のアプローチの問題）、そして、「第三の波」である「従前のすべてのアプローチを包含し、かつ、ADR（裁判外紛争処理制度）をも包含した、訴訟制度を中核とする正義の総合システムの構築（正義の総量の拡充）」（これまでのすべてのアプローチを包含し、さらにそれを超えてアクセス障害を克服し、正義へのアクセスを普遍的なものにすることを目的とした研究）へと展開してきた。

『意見書』の提言する民事司法改革も、いわばこのような世界的な潮流に乗ったものであり、さらにその範囲を広げ、ADRをも視野に入れた総合的な法律支援システム（いわゆる「司法ネット」構想）をも包含し、しかも、民事訴訟の領域では、たとえば、専門訴訟事件、知的財産関係事件、労働関係事件、そして行政訴訟事件をも飲み込んで、その改革の提言は、より一層拡大したのである（『意見書』では、ここで述べた広がりをもった個別項目として、それぞれ「専門的知見を要する事件への対応強化」、「知的財産権関係事件への総合的な対応強化」、「労働関係事件への総合的な対応強化」および「司法の行政に対するチェック機能の強化」という標題が付されていた）。そして、『意見書』では、「裁判へのアクセスの拡充」のなかに、先に述べたように、「裁判所等への情報通信技術（IT）の導入」の提言が見られたのである。

このような日本における「正義へのアクセス」の拡大論のなかで、とりわけ、「第四の波」ともいうべきアクセス概

説論 念として、そして、究極のアクセス論として、司法制度へのIT技術の導入による「正義へのユビキタス・アクセス」を構想することができるであろう。

(2) 新しいアクセス概念としての「正義へのユビキタス・アクセス」

ところで、近時「ユビキタス社会」などという言葉が、しばしば聞かれるようになった。この ubiquitous とは、modern Latain の *ubiquitas* に由来し、*ubiquitas* は Latain の *ubique* すなわち英語の *everywhere* に由来すると指摘されている⁽³³⁾。つまり、それは、「遍在する」の意であり、「ユビキタス社会」という用語は、誰でも、いつでも、どこでも、何でも、簡単にネットワークにつながることができる「ユビキタス・ネット社会」のことを指して、用いられているのである。

二〇〇三年（平成一五年）一月五日、本節で取り上げる「正義へのユビキタス・アクセス」という標語が、初めて公的なかたちで登場した。それは、司法制度改革推進本部顧問会議において、「司法ネット」構築に関する法律を立案するさいの基本理念として、呈示されたのである。

すなわち、「司法ネット構築に関する法律を立案するにあたっては、国民の正義へのユビキタス・アクセスを保障しようとするものであるという理念を明らかにするとともに、その理念にふさわしい内容の制度、その核として新たに設ける組織やその運営のあり方について定めるものとする」という内容のとりまとめが、その会議では、行われたのである。

その背後には、次のような考え方が存在する⁽³⁴⁾。

すなわち、ユビキタスであるためには、法や司法との出会い、必ずしも弁護士などの専門家を介することなく、あらゆる人の目の前で実質的に保障されなければならない。これが『意見書』の趣旨であり、司法は、「人びとの自律的

な法実践」を支援するものとして位置づけられると、論じられていたのである。そして、司法制度改革は、自立支援の司法にふさわしくユビキタスなアクセス環境を整え、すべての人が自分自身の手で法や司法を使いこなし正義を実現できるようにするものであるという使命が、明確に規定されたのである。

さらに、「正義へのユビキタス・アクセス」については、より基層的でかつ司法のパラダイム転換を予感させる次のような指摘も見られる。つまり、正義を実現するのは、「お上」ではなくて個々人であり、すべての人々にとって、正義の途が開かれていなければならず、それが、民主主義社会の当然の前提であるという考え方⁽³⁵⁾である。

このような「正義へのユビキタス・アクセス」論は、いわば、「第四の波」としてのアクセス論と評すべきものであり、要するに「究極のアクセス論」である。「究極」というのは、このアクセスが完全に保障され実現された場合には、その可及的な実質化のみが課題となり、以後の新たな種類のアクセス論が不要になると、考えられるからである。従前のアクセス論は、いわば裁判所等の入り口までのアクセス論であり、確かに、それ自体重要な意義をもつが、しかし、さらに重要となるのは、それだけではなく、それ以降の過程をも射程に入れた恒常的なアクセスである。このようなアクセスの恒常性が確保されれば、単に、手続の入口へのアクセスではなく、入口から出口までの恒常的なアクセスが可能になることになり、その結果、最終的には、アクセスの主体とアクセスの対象がいわば可及的に一体化することになるので、アクセス論は終焉することになるのである。そして、その後の新たな局面としては、「第四の波」としてのアクセス内在的な可及的質的向上が、問題になると考えられるのである。

このように、従前の司法（裁判所）へのアクセス論が、裁判所を中心としたアクセスの対象を、アクセス主体の外部に存在するものと措定し論じてきたのに対して、新しいアクセス論は、アクセスの対象自体をアクセス主体とほぼ一体化することにより、司法（裁判所）は、裁判所のものでなく、弁護士のものでなく、国民すべてのもの、自分たち利用者のものであるということの実質化とその高質化とを、可能にすると考えられるのである。⁽³⁶⁾

ところで、「正義へのユビキタス・アクセス」は、その基本的な考え方を、一つのまとまったかたちで結実させた。それが、二〇〇三年（平成一五年）一月一四日に開催された、「司法制度改革と先端テクノロジー」研究会主催のシンポジウム「正義へのユビキタス・アクセス、その創造的展開——『法の支配』を生き生きと根付かせる先端テクノロジー——」である。すでにその記録が公表されているが、特に、佐藤幸治教授の基調講演⁽³⁷⁾における次のような指摘が重要であろう。

すなわち、「『正義へのユビキタス・アクセス社会』は、既に見てきましたように、没個性的な量的画一性が支配する社会ではなく、自律的個人を基礎とし、そのような個人の多様な生き方を可能ならしめる社会、個を真に重んずる社会、豊かな多様性に彩られた共生の規範が妥当する社会であり、また、そういう社会であるよう、最善の努力をなすべきであると思います。そして、ITは、そのような社会を可能ならしめる技術的な力を秘めているのではないか。」という指摘である。⁽³⁹⁾

以上が、司法へのアクセスおよび「正義へのユビキタス・アクセス」の展開の経緯と、現時点における到達点である。本稿が焦点を当てるのは、民事訴訟の手續領域ではあるが、その核心に迫る前に、「正義へのユビキタス・アクセス」の展開事例として、いわゆる「司法ネット」構想を見、また、近時の法科大学院教育におけるIT活用とその課題について、若干の言及を行いたい。いずれも、民事訴訟のIT化にとって、不可欠の要素と考えられるからである。つまり、前者は、利用者である国民と司法とを繋ぐ有益なシステムとなる可能性を有しており、後者は、将来におけるIT化された民事訴訟の担い手となる潜在性を有しているからである。

(3) 「司法ネット」構想

時期的には、上記のシンポジウムと前後するが、このような「正義へのユビキタス・アクセス」は、すでにいわゆる

「司法ネット」の現実化の動きによって、実践に移されつつある。先に述べたように、「司法ネット構築に関する法律を立案するにあたっては、国民の正義へのユビキタス・アクセスを保障しようとするものであるという理念」が、明言された。そして、その基本法となる総合法律支援法も、二〇〇四年五月二六日に成立し、「総合法律支援システム」が、いよいよ始動しつつある⁽⁴⁰⁾。

この法律は、民事・刑事にかかわらず国民の司法へのアクセスを容易にするための総合的な支援の実施および体制の整備に関し、基本となる事項を定め、その中核となる日本司法支援センターの組織および運営のあり方を定めたものである。すなわち、裁判その他の法による紛争解決のための諸制度の利用をより容易にするとともに、弁護士および弁護士法人ならびに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援すなわち、総合法律支援の実施および体制の整備に関して、その基本理念や、国等の責務その他の基本となる事項を定め、さらに、その中核となる日本司法支援センターの組織および運営について定め、それによって、より自由かつ公正な社会の形成に資することを目的として、制定されたものである（同法一条）。

そして、同法に盛り込まれた基本理念は、「総合法律支援の実施及び体制の整備については、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を受けられる社会を実現することを目指すこと（同法二条）であつた。

確かに、同法のいう総合法律支援の内容は、情報提供の充実、民事法律扶助事業の整備発展、国選弁護人の選任態勢の確保、被害者等の援助等に係る態勢の充実、関連する機関・団体等の間における連携の確保強化等に限定されている。ただ、情報提供の充実のために、相談窓口業務を挙げ、相談内容に直接役立つ情報（一次情報）を獲得するために必要な情報（二次情報）の提供を、日本司法支援センターの一般的な業務、すなわち、国民等の資力の有無にかかわらず提供されるべき業務として位置づけられている⁽⁴¹⁾ので、総合法律支援法の基礎には、確かに「正義へのユビキタス・ア

クセス」の一端を実現する使命が存在するのである。しかも、注目すべき点は、それが、「より自由かつ公正な社会の形成」につながることを、法律の規定で明文文化している点である。『意見書』は、国民主権の実質化を謳い、「法の支配」の貫徹を目指し、国民一人ひとりに、「自律的でかつ社会的責任を負った統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に参画し、この国に豊かな創造性とエネルギーを取り戻そうとする志」を求めている。それゆえ、『意見書』の具体化である同法は、そのような社会の形成のためには、国民が主導的な役割を担うことを要請していると考えられる。そのためには、法教育をはじめとして、そのための環境整備と機会の拡大が重要な意義を有することも、窺い知ることができるであろう。

同法には、必ずしも明示されていないが、このように考えると、その実現のためにITの果たすべき役割も、重要になるのである。⁽⁴²⁾

(4) 法科大学院教育

さらに、「正義へのユビキタス・アクセス」の胎動は、法曹養成の局面でも始まっている。

たとえば、すでに、アメリカのロー・スクールでは、アメリカ司法における法情報に関する電子データが広く利用可能となっていることをも背景として、一年次の教育では、「リーガル・リサーチ」科目が、基礎的な必修科目として位置づけられており、その種の授業が、広く行われている。ここでは、ロイヤーが備えるべき最低限の能力として、コンピュータ検索を駆使して的確かつ迅速に法情報を収集できる技術を修得させている。現に、そのような教育を受けた法曹が、アメリカのIT化された司法システムを支え、活用しているのである。

そこで、日本の法科大学院でも、将来における司法およびその関係領域のIT化をも射程に入れて、「法情報論」関係の科目を置いているところも少なくない。未来の法曹たちが、コンピュータを使った法情報の収集とその活用方法に

ついて学んでいるのである。しかも、そのためのテキストも、すでにいくつ出版されている。

ところが、日本においては、この科目に対する学生の評判は、必ずしも芳しくない。それは、いわゆる新司法試験の実質的な「競争試験化」の現状のなかで、その科目と直接関係がないと学生が判断する科目は、それが必修科目であればあるほど、試験には役立たないと考え、敬遠される傾向にあるのである。

しかし、「民事訴訟のIT化」の傾向のなかで、このような思考は根本的に妥当ではない。しかも、そのような志向は、プロセスを通じた「法曹」養成教育の本旨に反する。法曹教育を試験対策に貶めることなく、法曹倫理にも配慮しつつ豊かな人間性や感受性を涵養する教育学修プロセスこそが維持されてはじめて、二十一世紀の司法を担う「良き法曹」が育成されると考えるからである。しかも、手続利用者の合法的かつ合理的な利益の頼もしい護り手としての弁護士は、公正さと公益性とに配慮しつつ、依頼者の利益を極大化するためのあらゆる作法に通じている必要がある。弁護士は、当事者の支援者として、そしてまた、新たなシステムの構築主体として、ITに習熟する必要があると考えるのである。

〈註〉

(23) 以下は、川嶋四郎「ロイヤー・テクノロジー——開示・可視化・充実迅速化——」法律時報七六卷三号五四頁（二〇〇四年〔平成一六年〕）同『前掲書（註17）』五八頁に所収。」を基礎とするが、本稿の視点に沿った意見が付加されている。

なお、これまでの日本の裁判所におけるIT導入の歴史については、この領域におけるパイオニア的な著作である、夏井高人『裁判実務とコンピュータ』（日本評論社、一九九三年〔平成五年〕）を参照。

(24) この論文については、加藤新太郎「二世紀の司法——四つのシナリオ（上）（下）——」判例時報一二一六号七頁、一二一七号一一頁（一九八七年〔昭和六二年〕）を参照。

(25) 山本和彦『よくわかる民事裁判——平凡吉訴訟日記——』二一九—二二二頁（有斐閣、一九九九年〔平成一一年〕）参照。なお、第二版が、二〇〇五年〔平成一七年〕に刊行されている。そこでは、二〇三〇年現在の民事手続の全体像が概観されている。

同書二三五—二四五頁を参照。

(26) 「二世紀の民事訴訟の構想」研究会・裁判所チーム「二世紀の民事訴訟」判例タイムズ一〇六三号三九頁（二〇〇一年（平成一三年））を参照。なお、ここでは、「こころのケア」までも、言及がなされている。それを実現するためには、裁判官等に対する時間をかけた特別な教育もまた、必要になるであろう。

(27) 佐藤鉄男「改革を実感させる民事司法——大いなる期待を込めて——」月刊司法改革二四号五八頁、五九頁（二〇〇一年（平成一三年））を参照。

(28) たとえば、横田雅善「裁判所の未来——IT裁判所の可能性——」日本裁判官ネットワーク編『裁判官だって、しゃべりたい——司法改革から子育てまで——』一六六頁（日本評論社、二〇〇一年（平成一三年））や小田敬美「司法における情報化と民事訴訟手続の未来——新たな技術的訴訟改革の方向性と問題点——」民事訴訟雑誌四七号二二〇頁（二〇〇一年（平成一三年））などを参照。

さらに、いわゆるこの国における「サイバー・コート」論の第一人者である、笠原毅彦教授の一連の著作（例、同「サイバー・コートの課題と到達点」判例タイムズ一一一四号二五頁（二〇〇三年（平成一五年）））、同「民事裁判のIT化とその課題」判例タイムズ一一二七号八二頁（二〇〇三年（平成一五年））ほか多数）もあるが、これらについては、後に本稿で紹介し論じたい。

(29) なお、私も、これから目指すべき民事訴訟のあり方として、「国民が自分でできる納得裁判」のあり方を呈示した（川嶋「前掲論文（「民事訴訟の展望と指針」）（註22）」参照）が、そのようなフォーラムを支えるために不可欠なコート・テクノロジーとして、民事訴訟過程の諸種の局面において、基本的にITの活用を考えるのである。

これまで、ITを活用した理想の民事訴訟のあり方については、このような諸種の提言などがなされてきたが、ただ、注意すべきは、そのいずれの見解も、IT化の基礎理念とその奉仕目的について、その具体的な内容を必ずしも十分に呈示していないと考えられる点である。また、それらの提言は、いずれも、「希望的な観測」といった側面があり、現実化のための具体的な方策を提言するものでもなかったのである。

(30) さらに、『意見書』では、本文で述べたような見地から、最高裁判所は、今後の技術革新にも柔軟かつ積極的に対応していくよう、情報通信技術を導入するための計画を策定・更新し、公表していくべきであるとしたのである。これが、上述の「司法制度改革推進計画要綱」の公表につながっていく。

(31) 以下は、佐藤幸治「竹下守夫」井上正仁「司法制度改革」一〇二頁、一〇三頁（竹下発言）（有斐閣、二〇〇二年（平成一四年））による。

(32) さしあたり、たとえば、小島武司「思想的理念的基盤をめぐって——法へのアクセス①——」法律時報七六卷三号二四頁（二

〇〇四年（平成一六年）を参照。以下「この論文」および「Peter Gilles, Worldwide Reform Movements in the Area of Judicial Administration and Court Procedures ("Civil Justice Systems 2002 plus") in Pirunah Tingsabad (ed.), South East Asian Symposium on the topic of 'Law, Justice and open Society in ASEAN' organized by the Institute of Comparative Law and Public Policy, Faculty of Law, Thammasat University Bangkok, 1997. (その翻訳について) ペーター・ギレンス（川嶋四郎訳）「司法運営と訴訟手続の領域における世界的な改革動向——『民事司法システム二〇〇〇年』とその後——」小島武司編『民事司法システムの将来』一頁（中央大学出版部、二〇〇五年（平成一七年））を参照。このギレンス論文では、近時の世界的な民事訴訟改革の動向のキーワードとして、「民主化」、「人間化」、「憲法化」、「正統化」、「国際化」、「トランスナショナル化」、「現代化」および「ヴァーチャル化」等が挙げられている。

(33) 佐藤「後掲論文」〔註38〕六五頁も参照。さらに、同「司法ネット」実現への課題——日本人と法——法律のひろば五六巻八号四八頁（二〇〇三年（平成一五年））も参照。

(34) 早野貴文「正義へのユビキタス・アクセス——その理念と技術的基盤——」自由と正義五五巻一〇号一頁、一五頁（二〇〇四年（平成一六年））を参照。

ここでは、「司法分野への情報技術の導入・活用は、それ自体が変革の事業であり、いわば司法制度改革の第四の基盤改革と呼ぶことができる」と指摘されている。同・一八頁

(35) 指宿信「早野貴文」今田高俊「〈鼎談〉e-Judiciaryへの里程標」法律時報七六巻二六号六頁、一〇頁〔早野発言〕。この背景には、将来のあるべき社会や個人の姿ともかかわる大きな問題が存在する。しかもまた、司法制度改革審議会で、「国民の司法参加」の議論がなされたさいに、「最終的に国民を信頼するのかどうかの問いかけ」につながっていったという経緯も、存在したという。同・八頁〔早野発言〕。言うまでもないことではあるが、先に考察の視角で述べたように、私見の「当事者の手による救済形成の保障」の前提には、「当事者への信頼」が存在するが、それよりもより根源的には、「裁判所も民事訴訟手続も当事者のものである」という考え方が存在する。それゆえに、「国民の信頼」を論じる限りで、国家と国民との間に乖離が見られ、審議会メンバーと国民との間にある種の上下関係が暗黙裡に措定されているようにも感じられ、その議論のありように、やや不安を覚えるのである。

(36) なお、「いつでもどこからでも正義にアクセスできる」ということは、正義に関心を持ち、それにかかわって、応答できるということですから、法の支配とか法の番人という司法界のイメージを払拭して、各人が連帯して正義の実現に携わるというイメージ形成にピットリだと思えます。正義の実現に関心を持ってかわり、応答し合うという場を作ることが、e-Judiciaryの一番のねらいとなりそうです」という指摘（「前掲鼎談」〔註35〕一一頁〔今田発言〕）は、私見にとっては有益である。「応答し合うという場」というものが形成された場合には、そこは、国民にとって、すでに「よそ」ではなく、「自分の居場所」となる可能性を有し

ているからである。しかも、ここでは、前註で述べた懸念も、払拭し得る可能性があるからである。

(37) その記録として、法律時報七六卷三号（二〇〇四年〔平成一六年〕）を参照。

(38) 佐藤幸治『法の支配』と正義へのアクセス」判例タイムズ一一四三号六一頁、六五頁、六八頁（二〇〇四年〔平成一六年〕）。

(39) その後、「司法制度改革と先端テクノロジー」研究会は、二〇〇四年（平成一六年）に『正義へのユビキタス・アクセス——Judiciary（司法）構想・司法分野の情報革命——』を明らかにしたが、そのなかで、「司法のIT化の現状と今後の課題」として、いくつかの注目すべき指摘や提言を行っている。これはまず、次のような基本認識のもとで、作成された。

すなわち、「司法（及び関連分野）のIT化の実態は行政分野などに比べて大きく遅れている。二一世紀の社会において司法が果たすべき役割、司法への期待は大きい。その実現のための基盤の一つである『司法のIT基盤』は脆弱であり、早急にその整備・拡充を進める必要がある。情報化が遅れている司法分野のIT化を進め、国民が利用しやすい司法、知財訴訟などの裁判の迅速化、法情報の公開、さらには司法のグローバル化への対応などを実施し、経済活動を含む国民生活全般において活力ある、安心できる社会を目指す。そのためのインフラ整備、データベース構築、裁判所を中心とする司法分野のIT化を早急に進める必要がある。」というものである。

そこで述べられている「現状と課題」のなかで、本稿との関係で興味深い指摘は、①「法令・判例などの法情報が十分に整備提供されていないため、その活用が困難」なこと、②「裁判所の情報化は大きく遅れており、裁判関係資料のほとんどが紙ベース」であること、③「法廷での書面のやりとりが多く裁判がわかりにくい」こと、④「裁判所・検察庁・弁護士会・ADRなどの司法関係分野のネットワーク基盤が整備されていない」こと、および、⑤「外国企業との知的財産訴訟などで海外司法との連携がなく、グローバル化への対応が整備されていない」ことなどである。

(40) その内容として、たとえば、菊池浩「総合法律支援法案について」法律のひろば二〇〇四年六月号四頁（二〇〇四年〔平成一六年〕）（ただし、この論考では、法案の説明として、「正義へのユビキタス・アクセス」という用語は、用いられていない。）などを参照。

(41) 山本克己「司法ネットへの期待——民事司法の視点から——」法律のひろば二〇〇四年六月号四三頁、四四頁（二〇〇四年〔平成一六年〕）を参照。

(42) なお、本稿は、「民事訴訟のIT化」に焦点を当てて論じており、「司法ネット」については、その議論に必要な限りで言及したが、さらに、「司法ネット」とITについては、たとえば、大澤恒夫「藤本光太郎「司法ネットとIT——法へのアクセス②——」法律時報七六卷三号二九頁（二〇〇四年〔平成一六年〕）等を参照。

(43) 川嶋四郎「現代社会における弁護士の役割・素描——『自助支援型弁護士モデル』の探求——」和田仁孝「佐藤彰一編『弁護